

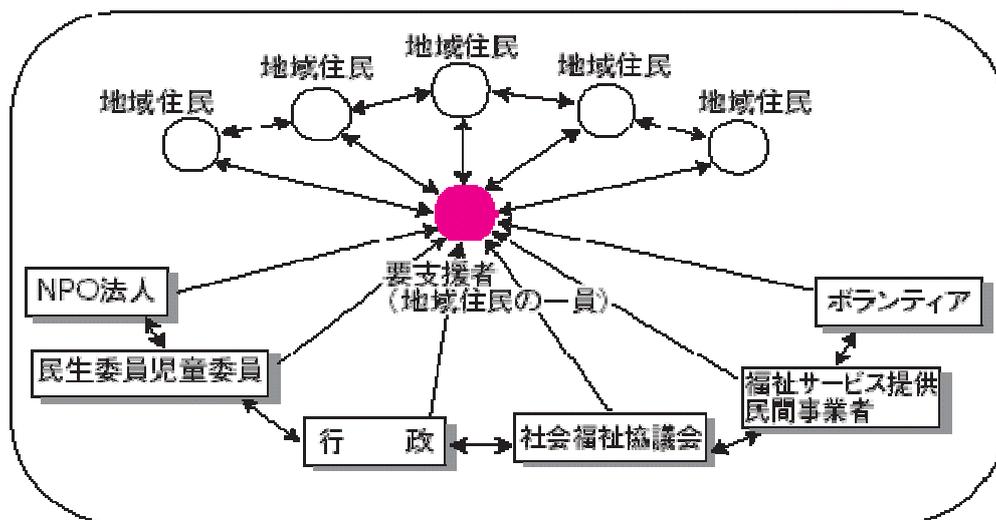
# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 地域福祉とは

本町の地域福祉計画を推進するうえでの基本概念である「地域福祉」について整理すると、次のとおりです。

■ **地域福祉** 福祉は、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などに代表されるように、それぞれの対象者ごとに分かれたもので、その対象者を中心に必要なサービスの提供を目的としたものです。一方、「地域福祉」の目的は、自分たちが住んでいる「地域」という場所に注目し、何らかの支援を必要としている人やその家族が、地域社会を構成する一員として自立した生活を送ることができるようにすることです。つまり、一人ひとりの町民が、年齢や障がいの有無に関わらず、その人らしい生活が送れるよう、行政や事業者、地域住民が協力し、ともに支え合うしくみをつくっていくことです。

### ■ 地域福祉のイメージ



## 2 計画策定の背景

近年、少子高齢化の進行や障がいのある人の増加、核家族化などによる家庭機能や地域社会のつながりの希薄化などを背景に福祉ニーズが増大しています。

さらに、福祉サービスにおいては、介護保険法の改正や生活困窮者自立支援法の施行など、さまざまな制度の改変が行なわれており、利用者が自立しながら住みなれた地域で暮らせる体制づくりが進められてきています。

また、福祉施策の方向性の変化や地方分権の推進を背景に、町民の主体的な活動がより一層求められており、行政による福祉サービスだけでなく、身近な地域を中心に地域全体で、防犯や防災なども含めた生活全般における助け合いや支え合い活動が必要になっています。

## 3 計画の目的

平成23年度に策定した「第2期琴浦町地域福祉計画」の基本理念を引き継ぎ、過去5年間の地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、「自助」「共助」「公助」が連携して、地域のさまざまな課題解決に向かう仕組みづくりを目指します。

また、これまで地域で進められてきた活動や取り組みをより活性化させるため、さまざまな仕組みづくり、団体間のネットワークづくりを進め、町民が安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

- 自助:個人や家族でできることは自分ですること
- 共助:地域において隣近所や友人、知人とお互いに支え合うことやボランティアなどにより支え合うこと
- 公助:支援を必要とする人やその家族などへの具体的な行政サービスの提供

## 4 計画の位置づけ

(1)本計画は、社会福祉法第107条に定められた「市町村地域福祉計画」であり、琴浦町総合計画を上位計画とした個別計画として位置づけられ、本町の地域福祉の推進に関する基本的かつ総合的な指針として、同法107条に規定する3つの事項を一体的に定める計画です。

### (2)個別計画との関係

本町では、琴浦町総合計画に基づき、各種施策を総合的、計画的に展開してきました。福祉施策の推進にあたっては、「次世代育成支援行動計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画」、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」といった計画を策定し、施策の積極的な推進を図っています。

これらの計画は、法律や制度に基づき策定されるもので、対象者ごとに捉えたものです。一方、地域福祉計画は、「地域」という広い視点から、生活課題の解決に向けて対象者や施策を横断的に捉えるものです。

### (3)社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係

地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目的としています。地域福祉計画は自助・共助・公助が適切に連携し、地域全体で支え合い助け合う取り組みを内容とするものであるのに対し、町社会福祉協議会が中心となって進める町民等の福祉活動計画である地域福祉活動計画は、町内自治会、民生児童委員、ボランティア、社会福祉事業者など様々な団体・組織等を中心とした民間分野の活動・行動計画です。地域福祉活動計画とは相互に連携・協働して計画を推進していきます。

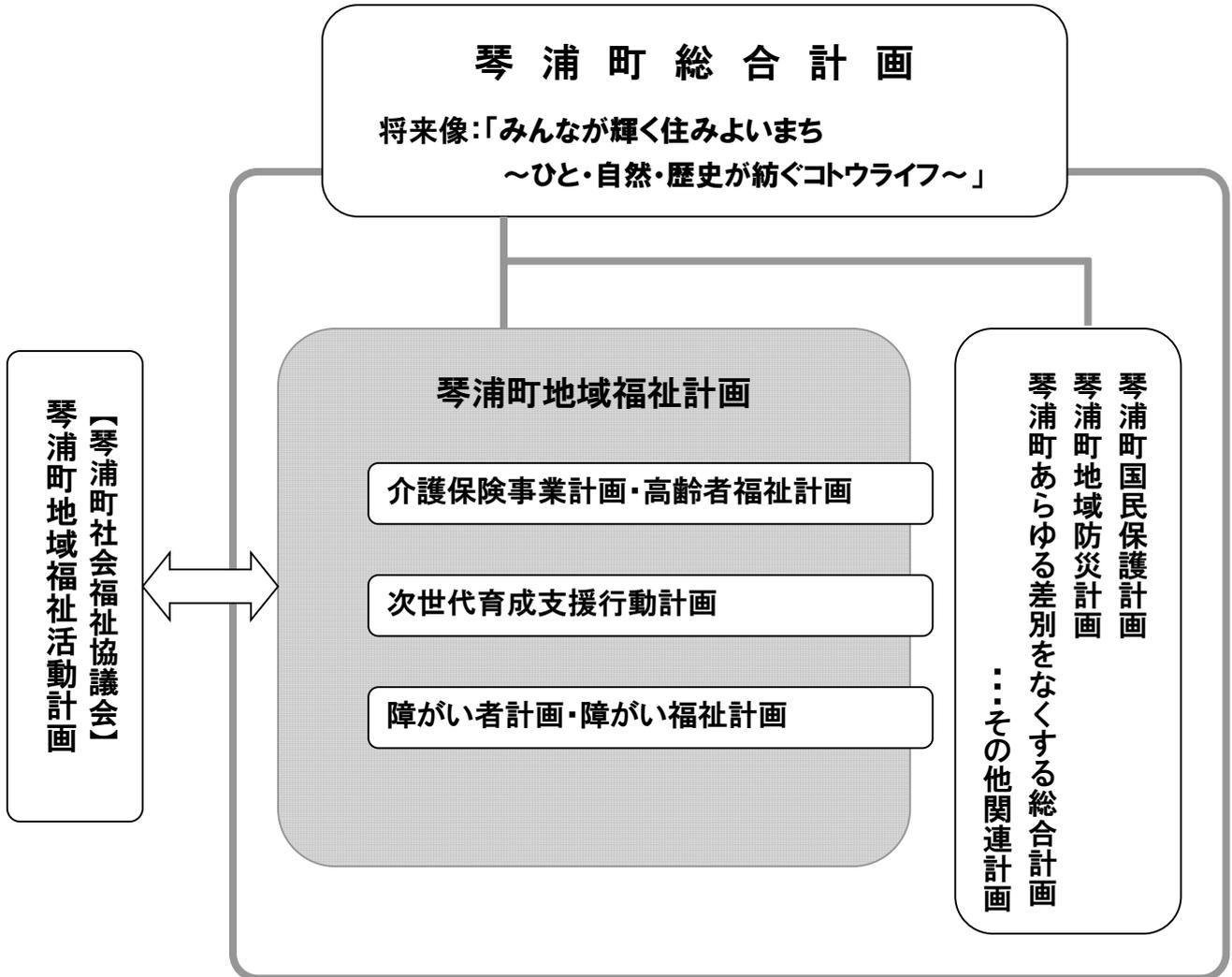
社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## ■各計画の位置づけ



## 5 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行いません。